

2021-22 年度 RI テーマ：奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

ガバナー方針：「チェンジローター 新時代への成長に！」— コロナゼロ・カーボンゼロ支援 —

クラブ方針：「楽しく、優雅なローター活動を」～ Enjoy & Grace Under Pressure ～



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

名古屋空港ロータリークラブ

名古屋市中村区名駅 3-11-13 レジデンス鈴木 1101

[TEL] 052-446-6811 [FAX] 052-446-6812

E-Mail: rongoapt@mta.biglobe.ne.jp

会長/ 田邊 雅彦

幹事/ 川口 直也

公共イメージ向上委員長/ 杉本 敦永

例会日/毎週月曜日 12:30~13:30

例会場/名古屋マリオットアソシアホテル



空太くん

第 2071 例会

2021 年 10 月 18 日 (月) 第 10 回

- 点 鐘 会長 田邊 雅彦 君
- 齊 唱 「我らの生業」
- 例会行事 会員卓話 國田武二郎 君
「最近のパワハラ問題について」
- ゲスト 米山奨学生 張 申童さん
- 司 会 前田 幹太 SAA 委員

会長挨拶

名古屋空港ロータリークラブ会長 田邊 雅彦 君



会員の皆様、こんにちは。

昨日、愛知県の嚴重警戒宣言が終了されたことにより、本日からイベントの開催時間の制限や飲食店への営業時間短縮要請が 1 年ぶりに全面解除となりました。

これは感染状況が改善され、ステージ 1 に落ち着いたことによるものですが、コロナウイルスが無くなったわけではないので、この冬には必ずリバウンド、第 6 波が到来すると予測されています。また今年から来年に向け、インフルエンザが猛威を奮うとも云われています。それゆえ、宣言は解除されているものの引き続き感染症対策を怠ることなく警戒していただきたいと思っています。

さて、本日は、米山奨学生 張申童さんが来場されております。

また本日の卓話は、国田武二郎君が「最近のパワハラ問題について」というテーマで語っていただきます。よろしくお願いいたします。

パワハラとは違いますが、最近、サイコパスという言葉が頻りに耳にするようになりました。

ヒッチコックの「サイコ」(1960)や「羊たちの沈黙」(1988)のレクター博士などが有名で、どちらかと云えば猟奇殺人者のような別世界、絵空事の人たちの事だと思っ
ていましたが、脳科学の進歩や犯罪社会学や教育心理学が深まるにつれ、身近に存在する病気、病名であることが明らかになっています。

サイコパスとは、社会適応能力が困難な恒常的なパーソナリティ障害のことを言うそうです。簡単に言えば反社会的な人格を持つ人のことです。その特徴は、

- ・良心が欠如している
- ・他人に冷たく共感しない
- ・普通に嘘がつける
- ・行動に対する責任が取れない
- ・罪悪感が無い
- ・自尊心が強く自己中心的

特に社会的に地位の高い人たちに多く、表面的には好印象である、とも言われています。しかしながらこうした特徴は、誰ももが持っているで見分け方は難しいのですが、男性の 3%、女性の 1%が該当するともいわれており、日本では 1000 人に一人いるかないかという存在だと考えられています。

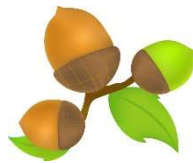
このサイコパスの原因となるのも脳の障害による先天的なものや幼少期の虐待といった後天的なもの(ソシオパス)など複数考えられていますが、はっきりわかっていないようです。

私自身、サイコパスというと異常犯罪者という認識を持っていたのですが、

実際には犯罪を犯す人たちは稀であり、近年、一番有名なサイコパスとして取り上げられているのがスティーブ・ジョブズです。

天才的なプレゼン能力や交渉術でまたたく間に億万長者になった一方で、スタッフや家族には容赦のない仕打ち

をしていたと聞きます。
他にも、トーマスエジソン、アインシュタイン、織田信長などの偉人たちもサイコパスな一面があったからこそ、歴史に名を残すような事ができたのかもしれませんが、ある意味サイコパスが人類の歴史を作ったと云っても過言ではないのかもしれませんが、個人的には近くにいてほしくない存在ですね。
本日もよろしくお願ひ申しあげます。



武田 英昭 君 國田武二郎 君 北園 守生 君
高山 光雄 君 太田 哲郎 君 近藤 和彦 君
安川 正勝 君 入谷 宏典 君 串田 正克 君
内海 辰巳 君 山内 佳紀 君 川瀬 公 君

本日の協力 35名 60,000円
本年度の協力累計 453,000円

卓話

会員卓話 國田武二郎 君
「～パワー・ハラスメントを巡る最近の諸問題～」



第1 ハラスメント規制法によるパワハラ規制

1 職場でのパワー・ハラスメントを防ぐため、企業が防止対策に取り組むことが法律で義務づけられ、いわゆる「パワハラ防止法」が成立しました。

2 道府県の労働局に対するパワハラなどの職場のいじめに関する相談件数は、近年増加しており、2019年度は同5・8%増の8万7570件（全体の相談件数27万9210件）で過去最高を更新しています。パワハラが原因で、メンタルヘルス不調となり、うつ病などの精神疾患になり長期休養を余儀なくされたり、自殺する等被害が深刻化していることから、法規制に踏み切ったものです。

3 パワハラ定義並びに内容
法律では、パワハラを「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の①優越的な関係を背景に、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③労働者の就業場環境を悪化させる行為」と定義しています。

4 パワハラ具体的な行為類型としては、以下の6つの類型があります。

委員会報告

●出席報告 (内海 辰巳副委員長)

本日の例会					
会員数	47		出席率	90.69%	
出席者	出席義務者	23	欠席者	出席義務者	4
	出席免除者	16		出席免除者	4
	出席者計	39		欠席者計	8

●ニコニコボックス報告 (稲吉 将秀 副委員長)

米山奨学生・張 申童様ようこそおいで下さいました。
國田武二郎君、卓話宜しくお願ひします。

田邊 雅彦 君

國田先生、卓話ありがとうございます。

川口 直也 君

今日も元気で。

山田 幹雄 君

伊深の森カントリークラブをゴルフ部で使っていただきありがとうございます。

三治 明 君

昨日、ゴルフ部コンペで優勝する事が出来ました！
ありがとうございました。

伊藤 康司 君

國田さん、卓話期待して。

金井 和治 君

國田先生、卓話宜しくお願ひします。

杉本 敦永 君

今日も元気です。

鈴木 恵一 君

お久しぶりです。

栗田 和典 君

お久しぶりです。

プリヤンタ 君

國田会員の卓話、今回も楽しみです。

稲吉 将秀 君

今日も元気で！

照井 通夫 君 阿萬 裕子 君 原田 好展 君
大野 和宏 君 堀場 竜司 君 中島 俊朗 君
稲吉 将秀 君 石川 良治 君 稲熊 正徳 君
伊東 由之 君 市川 孝 君 前田 幹太 君

- ①身体的な攻撃・・・暴行、傷害
- ②精神的攻撃・・・脅迫、名誉棄損、侮辱、酷い言葉
- ③人間関係からの切り離し・・・隔離、仲間外し、無視
- ④過大な要求・・・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑤過少な要求・・・業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥個の侵害・・・パートナーや配偶者との関係など私的なことに過度に立ち入ること。性的マイノリティーなどの性的指向、性自認や病歴、不妊治療などの機微な個人情報を知り得ずに暴露

7 問題は、「パワハラ」と「業務上の指導」の線引きが難しいのではということです。法律の制定にあたって、労働者側は、パワハラ行為そのものを法律で禁止し、違反者に罰則を設けることを主張しました。それに対し、経営者側は、それでは、業務上の指導が出来なくなる。厳しい指導が、パワハラだと言われて罰則までされたら、指導が委縮してしまう。若い人を育てることができなくなる等と主張し、その結果、今回の法律でも罰則は見送られています。パワハラ問題は、深刻な社会問題であることから、この機会に、職場において今からその対応を考えることが必要です。

5 パワーハラスメントを巡る法的問題

(1) 使用者自身の意思によるもの

ア 不法行為責任（民法709条）

使用者が、直接に、もしくは実行者が他の誰かであっても使用者自身が行ったと同じような場合は、不法行為責任（民法709条）が問われます。また、使用者の意思に基づき管理職などが人権侵害を行った場合には、使用者責任（民法715条）を負います。

イ 債務不履行責任（民法415条）

使用者には、労働契約に付随して職場安全配慮義務（労働者の生命・身体・危険から保護するよう配慮する義務）又は職場環境整備義務・職場環境配慮義務（労働者が快適に働くことができるように、職場環境を安全・快適に保つよう配慮することができる義務）があり、この義務を怠るときは、債務不履行責任を問うことができます。

(2) 刑事罰

暴行罪（2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金）、傷害罪（15年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、脅迫罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）、強要罪（3年以下の懲役）等。

6 事業主の防止措置義務

企業にパワハラ防止策を取ることを義務付け、大企業は2020年6月から、中小企業は2022年4月から適用される。「労働施策推進法」では、パワハラを防止するため、事業主の措置義務等として、以下の規定が新設されました。

- ①事業主に対するパワハラ防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備）
- ②措置の適切・有効な実施を図るための指針の整備
- ③パワハラに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定の整備
- ④労働者が事業主にパワハラを相談等したこと等を理由とする事業主による不利益取扱いの禁止

ゴルフ場機械販売

株式会社 三治製作所

代表取締役会長 三治 明
電話 (052) 262-0331

免許証は ローンでOK !!

城北自動車学校

☎916-3333 柴田 弘

政府登録国際観光ホテル

ホテル キヨシ名古屋

代表取締役 清水 武臣

〒460-0021名古屋市中区平和1-3-1
電話 (052) 321-5663

